

## 関係条文等

- **衛生委員会、安全衛生委員会**  
労働安全衛生法第 18 条～ 19 条  
労働安全衛生規則第 22 条～ 23 条
- **健康診断**  
労働安全衛生法第 66 条  
労働安全衛生規則第 43 条～ 50 条
- **二次健康診断**  
労働者災害補償保険法第 26 条～ 28 条  
労働者災害補償保険法施行規則第 18 条の 16～ 19
- **自発的健康診断**  
労働安全衛生法第 66 条の 2  
労働安全衛生規則第 50 条の 2～ 50 条の 4
- **健康診断の結果の記録**  
労働安全衛生法第 66 条の 3  
労働安全衛生規則第 51 条  
「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令」  
(平成 17 年厚生労働省令第 44 号)  
「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」
- **健康診断の結果についての医師等からの意見聴取**  
労働安全衛生法第 66 条の 4  
労働安全衛生規則第 51 条の 2
- **健康診断実施後の措置**  
労働安全衛生法第 66 条の 5  
労働安全衛生規則第 51 条の 3  
「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」(平成 8 年 10 月 1 日 指針公示第 1 号ほか)
- **健康診断の結果の通知**  
労働安全衛生法第 66 条の 6  
労働安全衛生規則第 51 条の 4
- **健康診断結果報告**  
労働安全衛生規則第 52 条
- **保健指導**  
労働安全衛生法第 66 条の 7
- **長時間労働者に対する面接指導**  
労働安全衛生法第 66 条の 8～ 9  
労働安全衛生規則第 52 条の 2～ 8  
「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置等」(平成 14 年 2 月 12 日 基発第 0212001 号)  
「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について」(平成 18 年 2 月 24 日 基発第 0224003 号)
- **ストレスチェック(心理的な負担の程度を把握するための検査等)**  
労働安全衛生法第 66 条の 10  
労働安全衛生規則第 52 条の 9～ 21  
「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」  
(平成 27 年 4 月 15 日 指針公示第 1 号ほか)  
「労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行について(心理的な負担の程度を把握するための検査等関係)」(平成 27 年 5 月 1 日 基発 0501 第 3 号)
- **健康教育等(THP、メンタルヘルスマテ)**  
労働安全衛生法第 69 条、第 70 条の 2  
「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(昭和 63 年 9 月 1 日 指針公示第 1 号ほか)  
「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成 18 年 3 月 31 日 指針公示第 3 号ほか)

### 前頁フロー図中に用いた略語一覧

法…労働安全衛生法  
 則…労働安全衛生規則  
 労災法…労働者災害補償保険法  
 労災則…労働者災害補償保険法施行規則  
 特法…労働時間等の設定の改善に関する特別措置法  
 指針…健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針  
 通…過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置等  
 面…H18.2.24 基発0224003号 労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について  
 ス…心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき講ずべき措置に関する指針  
 ス指…H27.5.1 基発0501第3号 労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行について

このリーフレットに関するお問い合わせは、愛知労働局健康課または最寄りの労働基準監督署へお願いします。



## 労働安全衛生法の定める

# 健康診断事後措置等のあらまし

～労働者に就業上の適切な配慮を～

- 健康診断の結果、**異常の所見**があると診断された労働者については、医師等から就業上の措置についての**意見聴取**をすることが必要です。  
また事業者は、医師等の意見を踏まえて**就業上の措置**を講じ、労働者の健康保持を図らねばなりません。
- 健康診断の結果だけでなく、  
・長時間労働者に対する面接指導  
・ストレスチェック結果に基づく面接指導  
についても、同様に事後措置を講ずることが必要です。  
さらに、衛生委員会等で調査審議を行い、作業環境や職場環境の改善を図ることも求められます。
- これら労働者の健康管理の一連の流れは次ページのようになります。各事業場において労働衛生管理体制の整備に努めましょう。



### よくあるご質問

「医師等の意見」とは、「要精密検査」や「要観察」などの判定のことですか？  
あるいは「酒やタバコをつつしむこと」などのコメントのことですか？

ここで言う「医師等の意見」とは、就業の可否や、労働時間の短縮等の措置についての意見のことです(上表参照)。「要精密検査」や「要観察」は健康診断結果の判定であり、「酒やタバコをつつしむこと」などのコメントは、日常生活面での指導です。これらとは別に、就業上の措置についての意見を聴く必要があります。

健康診断の結果に依り、本人に精密検査等の受診勧奨を必ず行っています。不十分ですか？

単に精密検査等を受診させているだけでは不十分です。精密検査等の結果を提出するよう働きかけ、これらの情報をもとに、就業上の措置についての意見を医師等から聴取する必要があります。また、精密検査等の結果が提出されない場合にも、前提となった一次健康診断の結果により医師等から意見を聴取しなければなりません。

就業上の措置が不要とされた労働者については、特に記録を残していません。不十分ですか？

就業上の措置が不要とされた労働者については、「通常勤務」として意見を聴取し、記録を残す必要があります。これらの記録がないと、医師等から意見を聴取したことが明らかになりません。また、継続的な管理に生かすことも難しくなります。

健康診断を行った病院などに意見を聞くのですか？

労働者数 50 人以上の事業場は、産業医に意見を聞くことが適当です。産業医は、労働者の健康状態と作業内容等の両方を把握する立場にあるためです。  
労働者数 50 人未満の事業場は、地域産業保健センターを活用することが適当です。地域産業保健センターは、無料で利用できます。

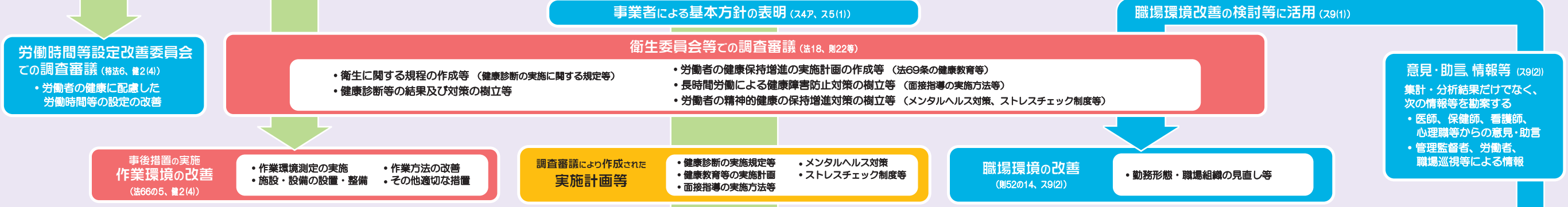
労働者本人を医師のところに行かせて意見を聞くのですか？

医師等からの意見聴取は、衛生管理者等、事業場の衛生担当者が行うのが一般的です。衛生担当者が医師に対し、健康診断結果や作業内容等の情報を提供した上で、意見を聴取します。なお、医師等が特に必要と判断した場合には、労働者本人が医師等と面接する機会を設けるべきです。

医師の診断	要観察
健康診断を実施した医師の氏名	健診太郎 (印)
医師の意見	通常勤務
意見を述べた医師の氏名	医師次郎 (印)

健康診断個人票(様式 5号)

委員会での調査審議等



人事部署

安全衛生部署

